

番号  
年月日

財務大臣、財務局長又は福岡財務支局長 あて

各省各庁の長又は支出負担行為担当官その他各省各庁の長  
から委任を受けた職員 官 職 氏 名  
繰越計算法 (繰越しの分)

所管	年度	会計	翌年度へ繰越額		不用となるべき額	摘
			繰越額	要繰越額		
			支出済額	要繰越額		
			支出すべき額			
			支出済額及び支出すべき額			
			予算現額			
			予	算	現	額
			部局等、項及び目並びに事項			

繰越しを必要とする理由

- 備考
- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。
  - 2 繰越明許費の繰越しと事故繰越しとは、別葉に作成するものとする。
  - 3 会計法(昭和22年法律第35号)第46条の2の規定により、繰越しの手続に関する事務が委任されている場合における繰越計算書については、本書式中「予算現額」とあるのは、各省各庁の長が作成する繰越計算書にあつては「予算現額(本省本庁直轄分)」と、当該事務を委任された職員が作成する繰越計算書にあつては「支出負担行為計画示達額」とする。
  - 4 記載事項が2葉以上にわたる場合には、各葉の右上方にページ数を付するものとする。
  - 5 前各号に定めるものは、繰越計算書の記載に関し必要な事項は、別に定める。